

## 文京区市民後見人養成講座の実施について

### 1 概要

本区では、国の成年後見制度利用促進基本計画（以下「国計画」という。）に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する「中核機関事業」を、文京区社会福祉協議会（以下「文社協」という。）に委託し、実施しているところである。本事業において、国計画に掲げる優先して取り組む事項のうち「権利擁護の担い手の確保・育成」に対応するため、文京区市民後見人養成講座（以下「養成講座」という。）を実施する。

※ 市民後見人／判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職や親族等ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人のこと。

### 2 養成講座について

以下の2つの講座を2か年で実施する。

#### (1) 市民後見人養成基礎講座（以下「基礎講座」という。）／1年目

##### ア 応募資格

次の①から⑥までの全てを満たしている方

- ① 応募の時点で、25歳以上70歳以下の方
- ② 区内在住、在勤、または区内で地域活動をしている方
- ③ 次のすべてに該当する方
  - ・本人の意思を尊重し、本人に寄り添い成年後見活動を行う意思のある方
  - ・地域に貢献する意欲と熱意のある方
  - ・権利擁護について学び、普及啓発を行う意欲のある方
- ④ 養成講座を原則として全て受講できる見込みの方
- ⑤ 文社協が実施する権利擁護入門講座を受講された方、または、基礎講座修了までに同講座を受講予定の方
- ⑥ 文社協が実施する地域福祉権利事業の生活支援員として文社協と雇用契約を結ぶことのできる方（養成講座において生活支援員としての活動あり）

##### イ 定員等

- ① 定員 30名程度
- ② 期間 令和7年11月から令和8年1月まで 全6回

(2) 市民後見人養成実践講座（以下「実践講座」という。）／2年目

実践講座受講者は、基礎講座を修了した方から選考により決定する（10名程度を想定）。

### 3 周知方法

区報、区ホームページ、区SNS等を活用する。

なお、基礎講座の実施にあたり、養成講座の受講を検討している方向けに説明会を開催する。

### 4 スケジュール（予定）

令和7年9月	議会報告	
	養成講座説明会	開催
11月	基礎講座	開始
令和8年度	実践講座	開始

### 5 その他

養成講座修了後、名簿登録を予定しているが、本区の市民後見人の養成等については、養成講座の開催状況等を踏まえつつ、都度修正を加えながら体制を整備していく。